

# 学校いじめ防止基本方針

〈新潟市立湯東小学校〉

平成28年4月1日 策定  
平成29年9月1日 改訂

## I いじめの防止等に向けた基本的な姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

## II いじめの防止等のための基本方針

### (1) いじめの防止

いじめを生まない人間関係づくり・学校風土づくりを進めることで、いじめの防止に努める。

### (2) いじめの早期発見

日常の観察や「学校生活アンケート（いじめアンケート）」、教育相談体制の充実などを通じて、いじめの早期発見に努める。アンケートは、複数の教職員で即日、記入内容を確認する。

### (3) いじめへの対処

いじめを認知した場合には、迅速に「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、いじめに対する組織的な対応を進める。重大な事案が発生した場合には、「いじめ対策委員会」の臨時会議を開催し、保護者・関係機関等との連携を図りながら組織的に対応する。

重大事態と判断した場合は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

(別紙「いじめ発生時の対応マニュアル」参照)

## III いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 「湯東小 いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止等の課題に対して、教職員、スクールカウンセラー、地域の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に解決に向けて取り組むことを目的として、「いじめ対策委員会」を設置する。

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。いじめの疑いに係る情報があった場合は、校内いじめ対応ミーティングの結果を受け、保護者と連携を図りながら迅速に対応を検討する。また、必要に応じて地域委員を含めて情報を共有するとともに、対応の方針や内容を決定し、組織的に対応する。

#### 【対策委員の主な役割】

- ア 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・共有
- エ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

### (2) 「湯東中学校区いじめ防止連絡協議会」の設置

湯東地区の青少年育成協議会と小・中学校（校長・生活指導主任・PTA会長）が連携し、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを目的として、「湯東中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。

#### IV いじめ防止等の具体策

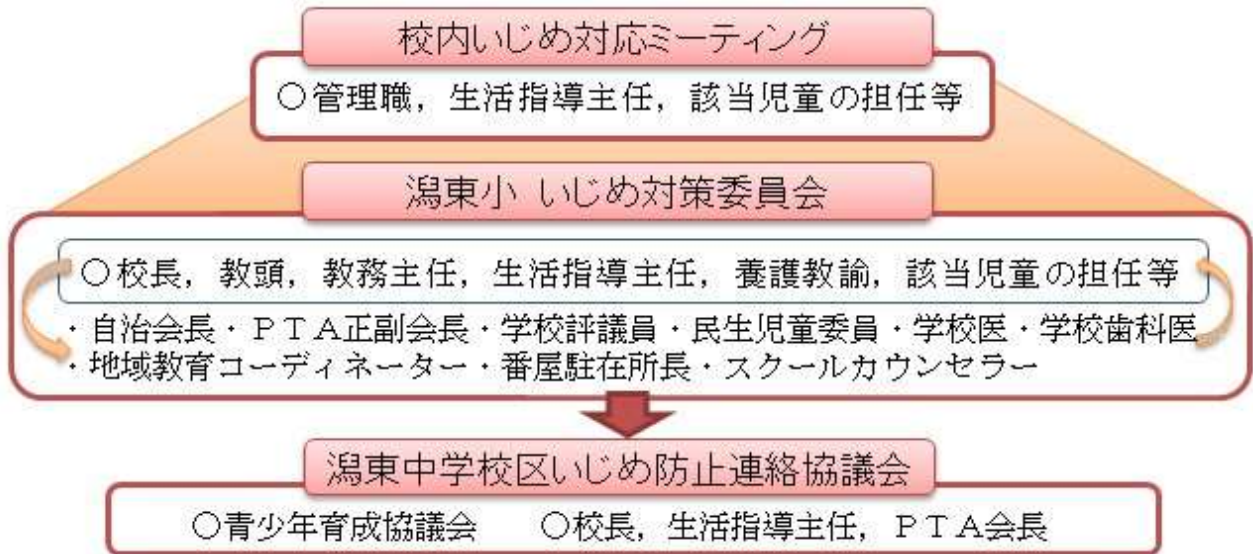
	学校・教職員の心構え	児童への指導・支援	保護者・地域・関係機関との連携
いじめの防止のため	<p>○カウンセリングマインド（傾聴、共感、共汗、共歓）を基に児童との信頼関係を築き、全教育活動を通じて児童の自己指導力を育成することにより、いじめを 방지、社会的自立を促す。</p> <p>※「自己指導力」は、「自己存在感を与える」「共感的人間関係をつくる」「自己決定の場を与える」によりつくられる。</p> <p>○全職員が当事者意識をもち、常に「報告・連絡・相談」ができる体制をつくる。</p>	<p>○道徳、特別活動、人権教育等を通して、児童の規範意識、人権感覚、道徳心を養う。</p> <p>○分かる授業づくりを図り、児童一人一人を生かす教育活動を充実させる。</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング等の導入によって、コミュニケーション能力、感情コントロール力を養う。</p> <p>○児童会活動や縦割り活動を中心に、連帯感や自己有用感を養い、いじめを生まない学校風土づくりを目指す取組を行う。</p>	<p>○学校便り、ホームページにより、「学校いじめ防止基本方針」及び学校におけるいじめ防止等の取組について知らせるとともに、いじめや問題行動の兆候を発見した場合の連絡方法等を含め、保護者に協力依頼をする。</p> <p>○PTAと合同で、「子どもが出すサイン」「インターネットの危険性」など、いじめに関する講演会や学習会を開催する。</p>
いじめの早期発見のため	<p>○担任をはじめ、全職員が日常的・意図的に児童とのコミュニケーションをとる中で、いじめや問題行動の兆候を見つける。</p> <p>○「子どもを語る会」を定期的で開催し、教職員間で気になる児童の情報を共有する。</p> <p>○いじめやいじめを疑う案件が発生したら、校内いじめ対応ミーティングを迅速に開催し、メモ用紙に記入しながら、情報の収集・整理・共有に努める。</p>	<p>○休み時間等の児童の遊びの様子を見回り、意図的・計画的に児童の行動観察を行う。</p> <p>○「学校生活アンケート（いじめアンケート）」を実施し、児童の心の状態や変化をみる。【年3回】</p> <p>※アンケート用紙(原本)は、児童が卒業するまで保管する。</p> <p>○Q-Uを実施し、学級集団の様子を把握する。【年1回】</p> <p>○学校生活アンケートをもとに、1週間程の期間を設定し、主に担任による教育相談を行う。【年3回 全児童】</p>	<p>○学校評議員・民生児童委員による会議「いじめ対策委員会」を年2回程度開催し、いじめの実態に関する情報交換を行う。</p> <p>○潟東中学校区いじめ防止連絡協議会を年1～2回開催し、いじめの予防・発見についての情報交換を行う。</p>
いじめへの対応	<p>○解決に向けて職員全員で共通理解と事実確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の保護優先、いじめ行為の即刻解消、被害者の心のケア、全校問題としての対応などを全職員で共通理解する。</li> <li>・アンケートや聞き取り等で追跡調査を実施する。</li> <li>・いじめの態様、保護者の認知、二次問題の有無等を確認する。</li> </ul> <p>○いじめ対策委員会を開催し、対応を協議し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の事情聴取、保護</li> <li>・被害保護者への報告、謝罪</li> <li>・加害者の事情聴取、指導</li> <li>・加害保護者への説明、協議 など</li> </ul> <p>○安易にいじめが「解消」したととらえずに、指導や見守りを継続的に行う。（「解消」の目安は3か月間）</p>	<p>○「被害者児童を守り通す」を基に心身の安全・安定の確保を最優先とし、保護者や友人と協力体制をとりながら支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者児童の心情や事実関係を丁寧に傾聴する。</li> <li>・被害者児童の意向を基に、望ましい解決方法を共に検討する。</li> <li>・スクールカウンセラーによる心のケアを行う。</li> </ul> <p>○加害者に対し、「いじめの非に気付かせる」「内省させる」「学校生活に適應させる」のステップを踏んだ指導・支援を行う。</p> <p>○児童全体に対して、各学級でいじめについて話し合ったり、いじめ見直しゼロ運動を行ったりする。</p>	<p>○教育委員会へ事故報告を挙げ、対応についての指示を仰ぐ。</p> <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等と連携し、対応する。</p> <p>○被害保護者に対し、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接会って、判明した事実を説明する。</li> <li>・保護者の訴えに十分に耳を傾け、被害者保護最優先の具体策を協議する。</li> </ul> <p>○加害保護者に対し、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係を確認し、学校の対応を説明する。</li> <li>・当該児童を同席させ、「心からの謝罪」「立ち直り」を目指した支援について話し合う。</li> </ul>

【 いじめの定義 】 = 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\* 「新潟市 いじめの防止のための基本的な方針（平成29年4月）」より抜粋

# 【いじめ発生時の対応マニュアル】

## 組織



## いじめ発生時の対応の流れ

